

雲仙岳火山防災計画の修正案について

1. 平成28年度雲仙岳火山防災協議会における説明状況

- ✓ 平成28年度雲仙岳火山防災協議会において雲仙岳火山防災計画に関する以下の事項について検討を行った。

- 情報の収集・伝達に関する事項
- 避難の基本的な方針
- 雲仙岳火山防災計画の全体構成

- ✓ また、内閣府による「火口近傍の登山者・観光客の避難計画」策定支援を受けて、「雲仙岳火山防災計画（ひな形）」及び「レベル別対応整理シート」等を作成した。

支援業務を受けて整理した事項

- 噴火警戒レベル2（1km）～レベル3（2.5km）に応じた立入規制ポイントの整理
- 管理者等の立入規制を実際に行う機関について確認（登山道や道路等の規制実施機関）
- 規制範囲毎における閉鎖（又は避難対応）が必要となる施設の整理
- 登山者が退避するルートに関する方針案の検討

2. 平成29年度の検討状況：第1回幹事会における検討

- ✓ 28年度の検討状況や規制・避難ルート等の方針案について説明
- ✓ 昨年度の検討を基に火口近傍の登山者等に関する防災計画を先行して29年度に作成することを説明
(雲仙岳火山防災計画の第1章（総則）・第2章（火山噴火対策編）の一部)

3. 第2回幹事会における検討

- ✓ 28年度に作成したひな形を基に、雲仙岳火山防災計画の全体構成に合わせた章立てに修正し項目を再整理した。
- ✓ 第1回幹事会までに対応シート図面として整理した規制箇所、退避ルート等について、文書に起こして計画に落とし込む作業を行った計画(案)を事務局案として提示

4. 視察登山の実施について

視察登山

- ✓ 第1回幹事会で出された意見について、現地を視察して対応方針を確認
(登山者の退避ルート、一方通行区間の逆走等)

5. 第3回幹事会における検討

- ✓ 各機関から回答のあった修正意見を反映
- ✓ 事務局で行った確認作業による補足修正を反映
→29年度の雲仙岳火山防災計画(案)として提示

6. 平成29年度雲仙岳火山防災協議会における説明状況

- ✓ 幹事会の意見を踏まえて修正したものを協議会にて提示→策定
- ✓ 本計画について県・市防災会議からの意見聴取を実施
→「承認する」との意見を県・市に回答
- ✓ 県・3市は各防災会議で雲仙岳火山防災計画について議決を行い地域防災計画を修正

7. 平成30年度第1回幹事会における検討

- ✓ 29年度の市街地における避難計画策定に必要な基礎資料（避難対象地域・避難方向・避難先）の整理状況について説明
- ✓ 昨年度の検討を基に市街地等に影響する大規模噴火発生時の防災計画を30年度に作成することを説明

8. 作業部会における検討

- 第1回幹事会で示した基礎資料を基に、防災計画に落としこめるための精査を実施
- 福祉避難所においては、要支援者をどの施設に入れるか現在決まっているわけではなく明示が出来ないため削除
- 視覚的にも分かりやすいように避難方向を矢印で示すなどして図面を作成。（資料4－2参照）

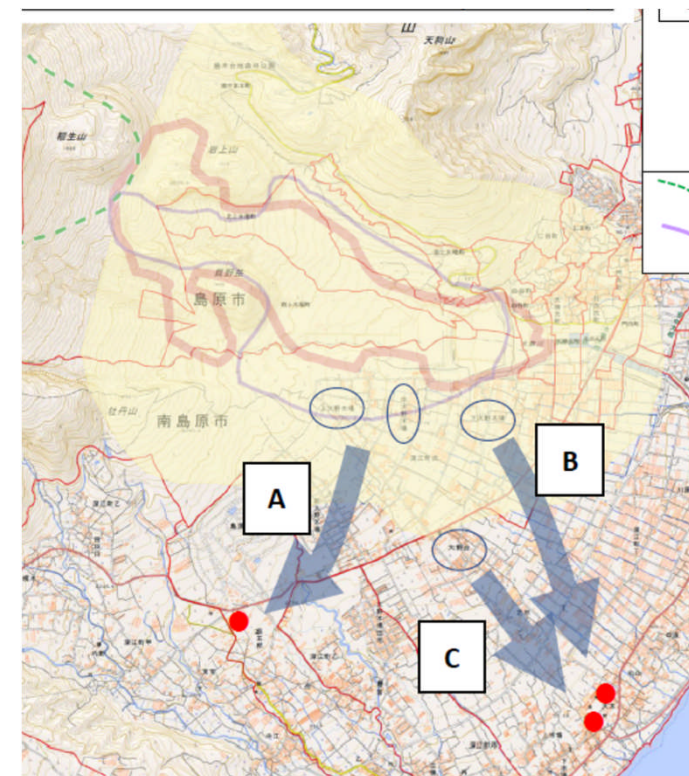
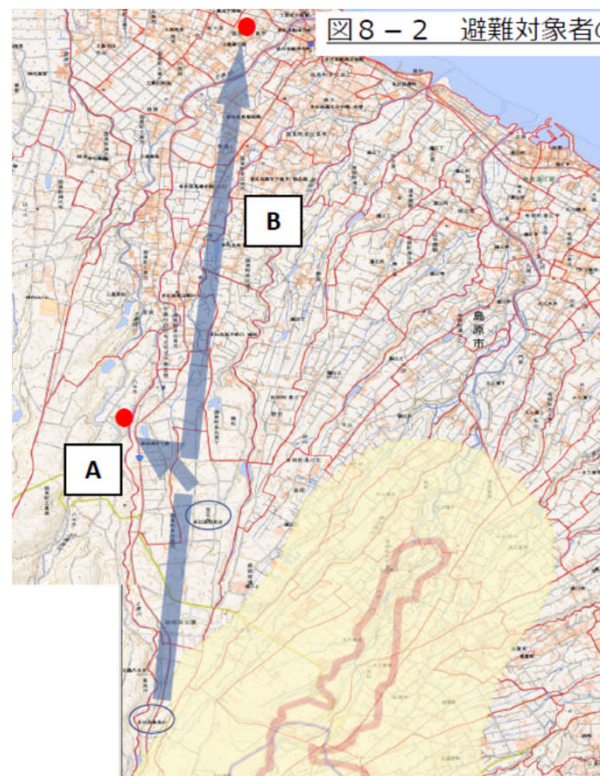
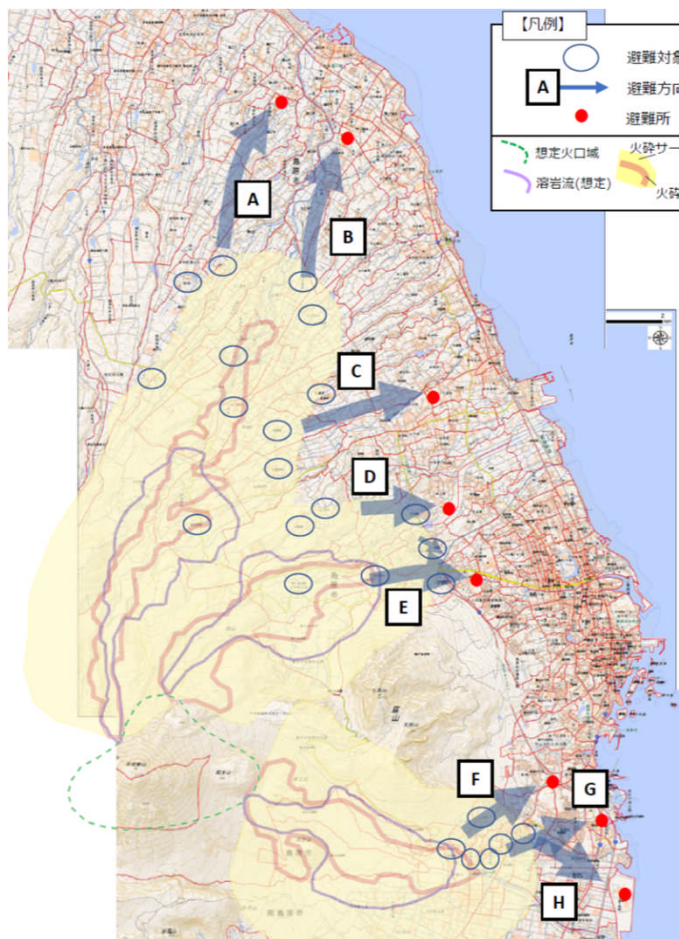
9. 第2回幹事会における検討

第2回幹事会における意見

- ✓ 計画の対象となる火山現象に溶岩ドーム崩壊が含まれていない。
- ✓ 垂木台地のネイチャーセンターも対象になるのでは？
- ✓ 火砕サージについて今回の想定は過去の実績から設定していると思うが、実際にはどこまでくるか見積りが難しい。同じ方向に避難する地区は注意。
- ✓ 時系列的な整理が必要。火砕流は逃げるのが困難なため、事前の避難が大前提。

10. 平成30年度雲仙岳火山防災協議会における説明状況

✓ 幹事会で検討したものを協議会にて提示→策定



11. 令和元年度第1回幹事会における検討

- ✓ 昨年度改定された噴火シナリオ・噴火警戒レベルの火山防災計画への反映を行うことを説明
- ✓ 今年度から溶岩ドーム崩壊における避難計画を検討していくことを説明

第1回幹事会における意見

- ✓ ネイチャーセンターの避難については「避難促進施設の指定」になるのか？
→作業部会で詰める。
- ✓ 火山活動以外での溶岩ドーム崩壊の取扱いは？→今後の検討

12. 第2回幹事会における検討

- ✓ 噴火シナリオの改定を反映した計画を提示

第2回幹事会における意見

- ✓ 「想定火口縁」ではなく「想定火口域の縁」ではないか。
- ✓ 噴火速報や規制範囲の文言の修正がある。（福岡管区気象台）

13. 今後の進め方について

- ✓ 幹事会の意見を踏まえて修正したものを本会議にて提示（資料5-2、5-3）

来年度以降の取組について

- 資料5-3で提示した雲仙岳火山防災計画：「**計画に反映できなかった事項**が残存する」
- そのため、今後も引き続き以下の項目等について検討を行い、計画改訂作業を実施する。
 - 溶岩ドーム崩壊における避難計画の検討
 - 市街地の避難において、直角方向の避難検討や市の枠組みを超えた広域避難の検討
 - 情報収集・連絡体制の更新整理
 - 立入規制等の具体的な手順に関する記載充実化
 - 救助や啓発・訓練等に関する記載充実化 等